

議 事 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第2回 国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年8月5日(水) 午後1時30分 開会 ・ 午後2時30分 閉会
開 催 場 所	坂戸市役所 3階 301・302会議室
出席者(委員)の 氏名・出席者数	出席者11名(委員) 出席者9名(事務局)
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	欠席者1名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 挨拶 3 書記の任命について 4 議事録署名委員の選出について 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について (2) 令和2年度国民健康保険特別会計9月補正予算案について 6 その他 7 閉会
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度第2回坂戸市国民健康保険運営協議会 次第 2 令和元年度 坂戸市国民健康保険特別会計決算資料 3 令和元年度 坂戸市国民健康保険特別会計決算の概要 4 令和2年度 国民健康保険特別会計9月補正予算案 5 坂戸市国民健康保険運営協議会委員名簿 6 よくわかる国保のしくみ 7 どうして保険税を納めるの？ 8 新型コロナウイルス感染症の国保税減免措置 9 埼玉の国保 2020年6月号(ナンバー306)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題・ 発言内容 ・ 決定事項
司会	<p>現在の出席者は11名でございます。よって過半数に達しておりますので、ただいまから令和2年度第2回国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(挨拶)
司会	続きまして、市長より挨拶を申し上げます。
市長	(挨拶)
司会	それでは、規則によりまして会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	<p>はじめに書記の任命を行います。書記に事務局の2名を任命します。</p> <p>次に議事録署名委員の選出につきましてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長において指名することで御異議ございませんか。</p>
議長	(異議なしの声)
議長	<p>御異議なしと認め指名いたします。</p> <p>前回に引き続き名簿順により、2名を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に、本日2名の傍聴申請がありましたので報告いたします。本協議会は、坂戸市市民参加条例第12条第5項により、公開が原則と規定されております。</p> <p>傍聴させてよろしいでしょうか。</p>
議長	(異議なしの声)
議長	では暫時休憩いたします。入場させてください。
議長	(傍聴者入室)
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに(1)「令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」を議題といたします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>

事務局	(令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について資料により説明)
議長	ただいまの説明につきまして、質疑・意見等はございませんか。
委員	<p>その他保健事業の状況の①保養所利用助成、②人間ドック補助、⑤健康マイレージ事業が前年度に比べすべてマイナスになっています。自分の周辺の人たちに人間ドック補助について聞いてみると、制度があることを知らないという人が結構いました。</p> <p>健康マイレージ事業についても、以前お話したとおり、区長会にて所管課へ機械の台数を増やしてほしいと要望しましたが、厳しいとの回答でした。</p> <p>保健事業については、積極的な対策を立て、健康寿命を伸ばしていくことが大切だと考えます。マイナスである原因を把握し、対策は考えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>国保加入者数の減少傾向に伴い、人間ドック等の利用率も減少傾向にあります。周知不足を痛感しております。</p> <p>本来であれば、保険証の一斉更新や保険税の納税通知の発送等に併せて加入者全員へ周知していきたいと考えておりましたが、今年度は制度改正等もあり、また、同封できる文書に限りがあり周知ができない状況でした。</p> <p>今年度から、保険証の一斉更新が8月となり、7月に発送しておりますので、今後、こうした機会を捉えて加入者全員に対し、ホームページや広報での周知だけでなく、さらなる周知を図ってまいりたいと考えます。</p> <p>また、保養所の利用につきましては、昨年度は2月・3月の利用が少なく、今年度も4月・5月は利用実績がほぼない状況であり、今年度の利用実績の伸びが期待できませんが、健康増進、健康の維持管理には重要な事業だと考えますので、健康マイレージ事業も含め、こちらも周知を図ってまいりたいと考えます。</p>
委員	<p>その他保健事業の状況の④ジェネリック医薬品差額通知について、自分はジェネリック医薬品がない医薬品以外は、ジェネリック医薬品を処方してもらっていますが、こちらの通知が届きません。</p> <p>この通知はどのような方が対象なのでしょうか。</p>
事務局	ジェネリック医薬品差額通知の対象者は、生活習慣病に関する薬を服用されている、かつ、ジェネリック医薬品に切り替えることで削減効果が100円以上見込まれる方を対象に通知しております。
委員	所得階層別滞納者の状況について、市外へ転出した滞納者に関して、他市町村との連携を含め何か対策はしているのでしょうか。

事務局	<p>市外へ転出した滞納者への対応につきましては、該当市町村へ実態調査を行っており、必要に応じて、該当市町村へ職員が出向いて状況確認をしております。合同での徴収は現在行っておりませんが、情報共有により滞納整理を行っております。</p> <p>滞納部分の徴収整理につきましては、金融機関への預金調査、勤務先への給与照会等により財産調査を行っております。</p>
委員	<p>情報共有をした後、具体的な対応はどのようにしているのでしょうか。特に所得が少ない滞納者についてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>該当市町村へ実態調査を行った際に、生活保護を受給している等の回答もあります。</p> <p>そのような徴収が困難な方に対しましては、地方税法の規定により、徴収が困難であると認められる場合、滞納処分執行停止をする制度があります。執行停止後、納税義務消滅の時効である3年間を経過した後に、不納欠損として計上されます。ただし、高齢者や病気・死亡等、将来にわたって徴収が困難であると明らかな理由がある場合は、納税義務の即時消滅させることもあります。</p>
議長	<p>ただいま説明にありました欠損については、資料の中に不納欠損額・約1億4千万円と記載があります。これは市が助成する金額と同等の金額であり、収納は非常に難しいところですが、さらなる努力をお願いしたいところです。</p> <p>また、資料によりますと、保険者が努力した分を県から交付される、保険者努力支援交付金についても県平均よりも少ないです。要因として、収納の関係や検診等の受診率の関係もあると考えます。</p> <p>これらの利用を高めることにより交付金も多くなることから、個人からの税収を上げるより、交付金を増やすことが良いと考えられます。</p>
委員	<p>高所得者の滞納についてはどのような対策がありますか。</p>
事務局	<p>納税相談等を行い、分割納付や担保を提供していただき、毎月納付の約束を取り付けている状況です。</p>
委員	<p>特定健診の内容は変わらないのでしょうか。また、近隣市町で前進的に行っているところはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>特定健診の項目につきましては、本市は腎機能の項目が法定の項目より多いです。他市町の状況は現在情報がありませんので、今後調査・把握に努めてまいります。</p>

委員	<p>昨年、私自身色々な検査をし、特定健診よりも多くの項目を検査しました。そうした検査結果を健康センターへ提供したほうがよいのでしょうか。</p>
事務局	<p>人間ドックの検診項目が特定健診の項目を網羅している場合は、人間ドックの結果を提供していただくことで、特定健診の受診率に計上することができます。窓口におきましても、人間ドックを受診された方へ結果の提供に御協力いただきたいと説明しているところです。</p>
議長	<p>他にございますか。 ないようですので質疑を終了いたします。 お諮りします。「令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり 9 月議会に提出することで御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案は 9 月議会に提出することで決定いたしました。 次に、(2)「令和 2 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算案について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(令和 2 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算案について資料により説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして質疑、意見がございましたらお願いします。</p>
議長	<p>質疑がなければこれで質疑を終了します。 お諮りします。「令和 2 年度国民健康保険特別会計 9 月補正予算案について」は原案どおり 9 月議会に提出することで御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案は 9 月議会に提出することで決定いたしました。 他に質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>以上で協議事項は終了しました。ここで傍聴の方は退出をお願いします。</p> <p>(傍聴者退出)</p>

議長	次に、「その他」に移ります。 事務局から何かありますか。
事務局	<p>(以下資料等に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よくわかる国保のしくみ ・ どうして保険税を納めるの？ ・ 新型コロナウイルス感染症の国保税減免措置 ・ 次回の運営協議会の開催日程について
議長	<p>ただいまの説明につきまして質疑、意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>ないようでございますので、本日の運営協議会の議事内容はすべて終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>これで議長の任を解かせていただきます。</p>
司会	閉会にあたり会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
司会	<p>以上で、令和2年度第2回坂戸市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>